

8-3 主な支援措置

水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算要求額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携**に基づいた**低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

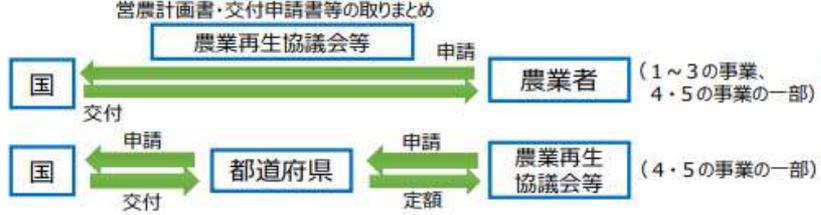
4. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。

5. 畑地化促進助成 2,215 (2,215) 百万円

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着**等を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
 ※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）
 今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成※4

- ① 畑地化支援
- ② 定着促進支援（①とセット）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援 ※4：事業の詳細は予算編成過程で検討

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

国産小麦・大豆供給力強化総合対策

【令和6年度予算概算要求額 160 (90) 百万円】

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・農業機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や民間主体の**一定期間の保管**、**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 生産対策

小麦・大豆生産技術向上事業

実需と連携し、小麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入**等を支援します。

2. 流通対策

① 小麦・大豆ストックセンター整備事業

国産小麦・大豆の安定供給を後押しするため、**ストックセンターの新設、改修**を支援します。

② 小麦・大豆供給円滑化事業

国産小麦・大豆を**一定期間保管**し、安定供給体制を構築する取組を支援します。

③ 新たな小麦・大豆流通モデルづくり事業

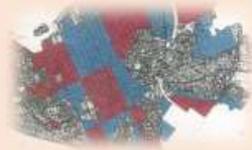
国産小麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

3. 消費対策

小麦・大豆利用拡大事業

国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**等を支援します。

1. 生産対策



生産性向上の推進 (定額)



営農技術の導入 (定額)



農業機械の導入 (1/2以内)

2. 流通対策



- ・ストックセンターの整備 (1/2以内)
- ・一定期間の保管 (定額、1/2以内)

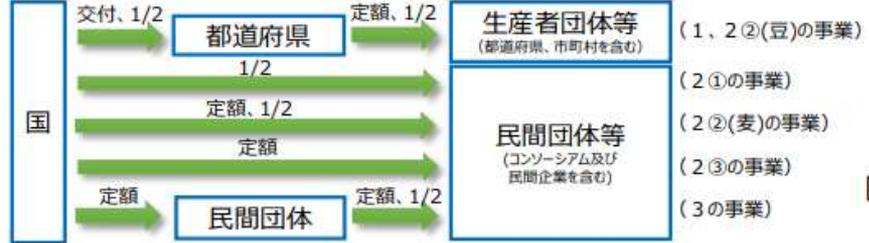
3. 消費対策



新商品の開発等 (定額、1/2以内)

小麦・大豆の国産化を一層推進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (2②(麦)、3(麦)以外の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
 (2②(麦)、3(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

畑地化促進事業

【令和4年度補正予算額 24,990百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0 ^{※4})万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0 ^{※4})万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物 （牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
- ※2 令和5年度における取組が対象
- ※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象
- ※4 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど^{※5}）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

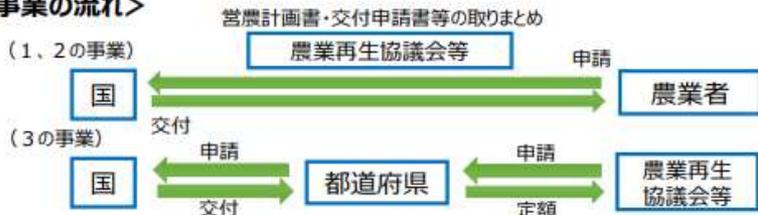
- ※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、借借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））



<事業の流れ>



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

食品事業者における原材料の調達安定化対策

【令和4年度補正予算額 10,000百万円】

<対策のポイント>

近年の新型コロナの感染拡大やウクライナ情勢等の影響により、幅広い輸入食品原材料の価格高騰等が進むなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品製造事業者においては、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、**原材料調達先の多角化**等の取組を支援することで、**原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化**を図ります。

<事業目標>

- 食料の安定供給、国民生活への影響緩和
- 円滑な価格転嫁と賃上げ原資の創出

<事業の内容>

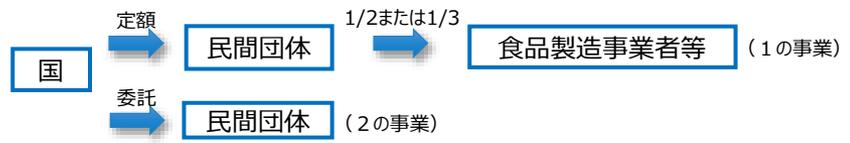
1. 食品原材料調達安定化対策事業

- ① 原材料調達先の多角化等を通じた調達の安定化のため、原材料切替等に伴う新商品の開発・製造・販売に必要な機械・設備等の導入、調査、包装・資材、PR等を支援します。
- ② 輸入原材料等を用いる製造ラインにおいて行う生産性向上によるコスト削減(省人化(揚げ油の劣化防止装置の導入等を含む)・省力化。)又は包装資材の変更など環境に配慮した取組に必要な機械・設備等の導入、新商品の開発・製造・販売・PR等を支援します。
- ③ 調達する輸入農林水産物等を継続的に国産農林水産物等に切り替えるために行う販路新規拡大の取組、併せて地域の農林水産業との連携について支援します。

2. 消費者等の理解醸成

円滑な価格転嫁に向け、インターネット等の各種メディアを活用し、消費者等に対して、**食品の生産コストの高騰等に関する実態等の広報**を行うことで、価格転嫁を進めやすい環境の整備を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

原材料調達先の多角化

新商品のための製造ラインの変更・増設

国産原材料導入のための製造ラインの増設

生産者との連携による地域食材を活用する取組

【お問い合わせ先】
 (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-7180)
 (2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-3502-5742)

8-7 主な支援措置

農林水産研究の推進

現場ニーズ対応型研究

(2) 有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト

研究期間：令和4年度～令和6年度
令和5年度予算額：39（43）百万円

③ 輪作体系における持続的な小麦生産の実現に向けた減化学肥料・減化学農薬栽培技術の確立【継続】

- SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速する中、「みどりの食料システム戦略」において、令和32年までに**有機農業の取組面積を100万haに拡大**する目標を掲げたところ。
- 水田では**稲・麦・大豆の輪作体系**で作付けされることが多く、有機栽培を行うに当たっては、特に**小麦の赤かび病の発生がネック**となっている。我が国では麦の生育後期に降雨が多いことから赤かび病が蔓延しやすく、一度化学農薬を使用すると、その後3年間是有機農産物認定が得られない。
- 将来の有機栽培の実現に向けた検討を進める一方で、近年、**赤かび病への抵抗性の優れた品種**が見出されていることから、当面は当該品種を活用しつつ、**令和6年度までに減化学肥料・減化学農薬栽培技術を確立**する。

生産現場の課題

- ・ 農薬を減らしたいが、赤かび病をはじめとした**病害が発生しやすく、防除がかかせない**。
- ・ **品質・収量を安定**させて収益を上げたい。
- ・ 体系化された**栽培マニュアルがない**ので、減化学肥料・減化学農薬栽培に取り組みにくい。



<イメージ>



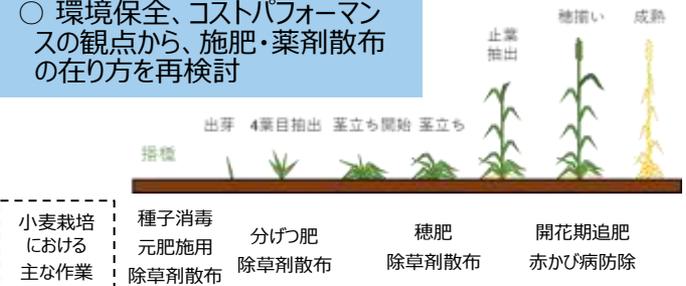
赤かび病が発生すると、品質や収量が低下するだけでなく、**流通不能**となる可能性も。

生産現場の課題解決に資する研究内容

- ・ 主要な小麦生産地域において、堆肥等の有機資材の活用や輪作体系の導入等により、各生育ステージで**化学肥料・農薬の使用量や使用頻度を調整**することで、
 - ① 実需者が求める**安定した収量と品質**、
 - ② **最大のコストパフォーマンス**が得られる**減化学肥料・減化学農薬栽培技術**を開発。
- ・ 減農薬栽培を行う上で特に課題となる**赤かび病の抵抗性品種を活用**することで、どの程度農薬の使用量を低減し、生産コストを削減することができるかを明確化しつつ、既存品種より**赤かび病抵抗性を強化した品種の開発**を推進。

<イメージ>

○ 環境保全、コストパフォーマンスの観点から、**施肥・薬剤散布の在り方を再検討**



社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 有機資材等を活用した最適な栽培管理を行うことで、**実需者が求める安定した収量と品質を実現し、生産者の収益性が向上**。
- ・ 減化学肥料・減化学農薬栽培手法を**マニュアル化**し、各地域における最適な小麦の減化学肥料・減化学農薬栽培を**全国に普及**。

- ・ **環境への負荷を低減**しつつ、**品質や収量の安定した収益性の高い持続的な小麦生産体制**を実現。
- ・ 小麦生産における**化学肥料及び化学農薬の使用量を1割以上削減**。



持続的な小麦生産の実現

【お問い合わせ先】農産局穀物課（03-6744-2108）

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算要求額 23,926 (20,043) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割） ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）
 ※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）
 （なお、事業実施後に水田活用直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施要件】 ① 事業対象地域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等
 ② 総事業費200万円以上、③ 農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

8-9 主な支援措置

畑作等促進整備事業

【令和6年度予算概算要求額 3,000 (2,000) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化**等の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>

※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)